

ローマ字商号の登記に関する留意事項

第1 ローマ字その他の符号の使用

1 ローマ字その他の符号

商号の登記に用いることができるローマ字その他の符号は、次のとおりとされた（平成14年法務省告示第315号）。

(1) ローマ字

ローマ字は、次の文字を使用することができる。

「A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z」

「a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z」

(2) アラビア数字

アラビア数字は、次の文字を使用することができる。

「0 1 2 3 4 5 6 7 8 9」

(3) その他の符号

その他の符号は、次の符号を使用することができる。

「&」（アンバサンド）

「」（アポストロフィー）

「,」（コンマ）

「-」（ハイフン）

「.」（ピリオド）

「.」（中点）

(3)の符号は、1839号通達により、字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができ、**会社の種類を表す部分を除いた商号の先頭又は末尾に使用することはできない**（「.」（**ピリオド**）については、**省略を表すものとして商号の末尾に用いることができる。**）とされている。

なお、**ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を空白（スペース）によって区切る**ことも差し支えない。

(例) 「東京・A B C・2 0 0 2 商事株式会社」

「株式会社D . G .」

「大阪A i r C a r g o株式会社」